

地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターの
役員報酬等の支給基準（案）について

◆ 地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター役員報酬等の支給基準（案）

役員名	報酬等の種類	報酬額等	備考
理事長 (常勤)	基本給	月額 <u>493,200円</u>	副理事長の額との均衡を考慮して現市職員の法人への移行時の額の1.2倍を設定
	通勤手当	職員の例による（実費）	
	賞与	なし	
	退職手当	なし	
副理事長 (常勤)	基本給	月額 <u>452,100円</u>	他の法人の額及び現市職員の法人への移行時の額の1.1倍を設定
	通勤手当	職員の例による（実費）	
	賞与	なし	
	退職手当	なし	
(非常勤) 理事	非常勤役員 手当	月額 <u>30,000円</u> ※ただし、理事会への出席又はそれ以外の業務従事があった月のみ ※月額に加えて、勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給 ※職員を兼務する場合は、非常勤役員手当を支給しない	他の法人の額を考慮
(非常勤) 監事	非常勤役員 手当	月額 <u>50,000円</u> ※ただし、理事会への出席又はそれ以外の業務従事があった月のみ ※月額に加えて、勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給	他の法人の額を考慮

【参考 関連法規】

地方独立行政法人法（役員報酬等に関する規定）抜粋

（役員報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

◆法人：役員報酬等の支給の基準を定め、市長に届出、公表（法48条2項）

↓

◆市長：役員報酬等の支給の基準を評価委員会に通知（法49条1項）

↓

◆評価委員会：役員報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかについて、市長に対し、意見を申出（法49条2項）